

第3章

事業再開に向けた 個別企業の取組み事例



1 浪江貨物自動車株式会社

1. 事業の概要

- ・業種 運送業
- ・従業員数 19名
- ・住所 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田11
- ・避難先住所 福島県福島市成川字上谷地30
- ・主な運送品目 米、肥・飼料他
- ・事業の特徴等 車両 18台
- ・売上高は順調に推移し、取引先との関係も良好に推移していた



2. 震災による被害の状況

①事業への影響

- ・放射能汚染で20km圏内の為、警戒区域指定で直ちに事業停止、従業員7名が他地域に避難で戻らず
- ・事務所等の被害状況

建物は多くの被害はないが散乱のまま避難、事業用物件で持ち出したものは、車両18台、什器は複写機、パソコン類のみ

②避難の経過 など

- ・3月12日以降 同町津島に3日、二本松に5日、土浦に3日 避難後戻れる見込みがないとの判断から、一時福島市内五月町に間借り、3月26日に福島市成川の民間住居用貸家に入居。

3. 事業再開の状況

①再開した事業

- ・従来からの運送業を再開

②再開した場所

- ・福島市成川の所在地は、福島市の西部地区で国道115号線に近く、国道添え以外は田畑の多い農村地区で、農地法上は市街化調整区域である
- ・土浦避難後、独自に不動産業者の仲介で、一時福島市内五月町に間借りした後、同市内成川に再度不動産業者の仲介で民間住居用貸家に入居、事務所を開設した。
- ・取引先が、福島市内に所在して荷受に有利である事で福島市内に決定
- ・福島市内借家事務所近辺の同町内に、営業車用駐車場を借りる事が出来た(工場用として供用の予定地が、工場開設中止となった土地、平成23年12月が借用期限だが、延長長期借用可能)
- ・新所在地は、東北自動車道福島西インターに近く、運送業には適地である事
- ・役員・従業員が付近の雇用促進アパート、福島市内仮設住宅に入居出来た事(但し、郡山市内からの通勤者もあり)

③再開した建物

- ・個人所有の一戸建て住居用貸家
- ・2DKにて、事務用機器、椅子・机等で超手狭

- ・ 駐車場小型車2台程度のスペース
- ・ 自社で福島市内不動産業者に斡旋依頼
- ・ 又、取引先の人的ネットワークから情報等の支援を頂けた

④資金手当て

- ・ 当初は売上なしで、自己資金で凌いだ

⑤従業員

- ・ 従業員12名は雇用継続、7人が被災直後他地域に避難して人員不足の状態
- ・ 新規採用をハローワークに申し込んでも、応募者がいない為事業に支障が生じている
- ・ 雇用継続に当たって、一部の従業員が住居の関係から、郡山市から通勤せざるを得ないが、通勤手当や通勤時間等の負担が伴う事から、雇用環境への支援が欲しい
- ・ 応募者がいない原因として、浪江からの避難会社である為、福島管内からの応募がないとも考えられ、検証が必要である
- ・ 更に、失業手当支給延長で就職者が少ないのか検証が必要である
- ・ 要望として、就職者に対する、就職先での社内における職業訓練助成、賃金補助制度の充実で、就業意欲の喚起と企業負担の軽減を希望する
- ・ 雇用者が3人以上でないと、補助金適用にならない制度は改善が必要である



⑥収支見通し

- ・ 売上面は3月なし、4月～10月迄前期比月平均売上高の約41%、ここ3ヶ月は、前期比約50%
- ・ 今後の売上高面で、肥料等の荷動きはあるが、放射能汚染で現在米の荷動きはなく、長期化すれば輸送物資の切れ替えが問題となる
- ・ 経費面では、人件費、減価償却費、保険料、修繕費等の支出が増加する
- ・ 尚、従来以上に経費が増える要因として、当社は従来社内に車両整備工場があり、自社整備で対応していたが、現在は外注整備の為、コスト増となる。又避難先の福島は積雪地でありタイヤ等積雪向け費用が増加する
- ・ 又、什器類はリサイクルショップで購入し経費を削減
- ・ 以上から収支は赤字見込
- ・ 汚染米の推移如何で、売上高が減少する事から、他の扱い品目が課題となる
- ・ 施設整備として、今後長期化すれば、駐車場の外に、資材置場、運送に係る梱包作業場、タイヤ保管場所等のコンテナなどが必要となるので、場所選定支援、建築制限等の緩和等を要望する

4. 国、地方公共団体、東京電力等への要望

- ・ 国へ
 - 1) 何時迄現在地で事業を行なう事になるのか不安で、見通しの早期明確化を要望
 - 2) 助成金や特例が、何時迄対応が続くのか不安で方針の早期明確化を要望
 - 3) 賃借事務所、借上住宅の2年で打ち切り措置を、収束まで延長を要望
 - 4) 高速道路無料化の延長を要望
 - 5) 自動車税等の免税措置を要望
 - 6) 雇用助成の充実を要望

・県へ

- 1) 事務所、駐車場等の空き地はあるが、借りるに当たって、例えば中小企業整備機構等の経由で土地を借りる方法など検討を要望
- 2) 又は、空き事務所、駐車場等の斡旋等は、浪江町と福島市が提携して避難者の仲介斡旋等が出来ないか要望
- 3) 賃借物件の無償化は、避難終了までの適用を要望

5. 浪江町への事業帰還に対する考え方

- ・まず、放射能汚染が何時浄化されるのか、次に住環境、町の復興計画等がどのように何時迄策定され、何時頃住民が生活出来る環境が整備されるのかが決まらない限り、個々の事業所としては、従業員雇用、顧客の関係を含めて帰還は困難である
- ・それらが決まった後に会社としての、人、設備、資金計画が具体的に決定される事となる

6. 個人の生活面への影響

- ・住居環境の変化、健康維持など避難先の借り上げ住宅で、物心両面の苦痛がある
- ・収入面が不足の中で、まだ東電への損害賠償請求まで至っていないので、ぎりぎりの生活を営んでいる
- ・人体への放射能汚染の不安が続いている
- ・なれない積雪地での車両事故の心配がある

7. 担当診断士コメント

- ①極めて厳しい居住環境の中で、事務所を開設されて事業を展開しておられ、そのご労苦が並々ならない現実と拝見致します。帰還が早まる事を願いながらも、可能な限り何とか現状よりもっと条件の良い工業団地内などへの移転等につきまして、ご意見をお伺いしながら、お手伝いが必要と判断致します。
- ②又、帰還に関して国なり行政の早期結論が必要であります。然しその間事業は展開中でありまして、会社にとりまして、今後の経営計画の策定は不可欠であります。計画策定の基礎となる要因はいつに放射能除染の進行状況の把握が前提となると判断されます。従いまして、予め予測されるケースにつきまして、国は帰還に際してケース毎の各種支援策等の指針説明を出来るだけ早く示す事が、経営上重要ではないかと判断致します。
- ③情報伝達は、国、地方自治体等から一斉に切れ目のないメールやホームページ等での迅速な伝達が望まれます。
- ④当社は、震災発生直後のパニック状態の中で比較的早く、知らない土地の避難先で不動産業者を手配され、大変なご労苦がございました。
ご労苦を無にしない為にも、町役場等が機能しない緊急時の相談窓口等につきましては、近隣自治体などの支援体制等システム化が今後は必要と判断致します。
- ⑤日頃の信頼関係やネットワーク等での数々のご支援があり、その重要性を改めて痛感致しました。
- ⑥求人、雇用保険手続等で、ハローワークの横連携がなくご苦勞がありましたが、今後国における緊急時の対応改善が必要であります。

- ⑦失業手当の延長が、多くの災害での失業された人に救いとなりました。然し求人企業が多い中で就労希望者が少ない現実があります。希望職種がなく就労しないケースがあるかと考えられますが、失業手当支給と求人のミスマッチ等に関して国の慎重な検証が必要と思われます。
- ⑧仮設住宅入居等の関係で遠距離通勤が不可欠の場合があるかと思われます。その際の近距離住宅の斡旋や、止むを得ない時の通勤費補助等支援が必要であります。
- ⑨現在、新人雇用に当たっては即戦力が求められますが、避難先の公的施設での職業訓練は時間的に無理と思われ、企業内での訓練費補助等企業が使いやすい支援が必要であります。
- ⑩復興事業での新規雇用に際して、3人を一組として雇用する場合に限定した補助金制度は、少人数でも適用する制度への改善が必要であります。
- ⑪当社は運送業でありますので、所有車両台数が多く避難先での広い空き地を必要としますが、希望地は比較的郊外(農地)が多く、その際の市街化調整区域の農地法上の制限緩和措置が必要であります。
- ⑫緊急避難で一旦入居された仮事務所が狭隘等で、他のより良い施設に移転する際は、中小企業基盤整備機構等の木目細かな支援を要望します。
- ⑬更に、仮設建築等本格建築でない建築ケースの際は、建築基準法の特例が必要であります。
- ⑭避難企業への賃借物件の無料化等各種助成、支援事業の延長、免税措置の強化が必要であります。
- ⑮高速道路無料化の延長が必要であります。
- ⑯浪江町と避難先福島市との情報交換、連携による避難企業の住環境、雇用環境、生活環境等への仲介、斡旋等の支援が重要であります。
- ⑰帰還に関しまして、放射能で汚染された故郷がどの様にして、何時まで生活出来る環境に除染されるのか、具体的には町の復興計画で住環境、インフラ整備等がどのように何時迄整備されるのかをスケジュールとして、住民・事業所に早急に示す事が重要であります。
- ⑱東京電力への損害賠償請求手続きの簡素化と早期支給が望まれます。

2 有限会社 横山物産

1. 事業の概要

- ・業 種 運送業 従業員数 18名
- ・住 所 福島県双葉郡浪江町大字立野字仲ノ森131
- ・避難先住所 福島県福島市成川字六反田28-1
- ・主な運送品目 家畜(養豚)、飼料、卵、製紙等
- ・事業の特徴等 車両16台(内特殊車両1/2)
- ・売上高等は順調に推移し、取引先との規模拡大の構想が実現しつつあった



2. 震災による被害の状況

①事業への影響

- ・放射能汚染で20km圏内の為、警戒区域指定で直ちに事業停止、従業員6人が他地域に避難し戻らず
- ・事務所等の被害状況

建物自体の被害は少ないが、散乱のまま避難、事業用物件で持ち出したものは、車両15台(1台は津波で流失)・什器はパソコン・FAX・電話器等のみ

②避難の経過 など

- ・横山専務理事は消防団員として、震災直後現地及び浪江町津島活性化センターにて、津島高校、津島小中学校への炊き出し作業に従事
- ・その後、福島市内県トラック協会の一部を間借り避難(約1週間)
- ・更に消防団員として、東和町にて避難住民の大型バス運転や関東方面迄のガソリン手配等に従事(3月17日～)
- ・その後、那須ホテルに避難(約1週間)
- ・更に、福島市内成川の現在地に避難(4月6日～現在)

3. 事業再開の状況

①再開した事業

- ・従来からの運送業を再開

②再開した場所

- ・福島市成川の所在地は、福島市の西部地区で国道115号線に近く、国道添え以外は田畑の多い農村地区で、農地法上は市街化調整区域である
- ・当社横山秀明専務取締役は、直前迄JCの理事長、現在県トラック協会青年協議会副会長の要職にあり、業界内外での人的ネットワークが広く、JC仲間内の不動産業者の紹介や福島市内の知人所有の現社屋をお借り出来て4月6日に入居した
- ・当初、他県(宮城県)へ転出の選択肢もあったが、関係先との繋がりや県外転出のデメリット等から当地とした
- ・現在地は、東北自動車道西インターに近く運送業には適地である事
- ・近辺に営業車用駐車場が確保出来た事

- ・福島市内に役職員用借り上げ住宅が確保出来た事(福島市内借り上げ住宅に入居)
- ・貸主の好意で事務所を居抜きで借りられた(机、椅子、電話、FAX等什器備品をそっくり事務所ごと借受)
- ・避難した那須のホテルに大和ハウス、大和物流の関係者も避難されていて、業界情報を聞いた事

③再開した建物

- ・二階建て1棟の事務所
- ・事務用機器も居抜きで借り受けが出来た
- ・駐車場スペースあり
- ・前述のように、横山秀明専務取締役の内外での人的ネットワークと信用力から貴重な情報が入手出来た



④資金手当て

- ・当初は売上がなく、雇用調整助成金、賃借料助成金等で賃金、賃借料等を賄った
- ・手続き、支給に時間がかかり簡素化が必要

⑤従業員

- ・従業員12名は継続雇用、6人が他地区に避難して戻らず人員不足
- ・従業員採用に際して、福島出身者2名、浪江出身者1名を採用したが、今後会社が帰還する場合、福島出身者の転出の意思等が懸念される
- ・雇用調整助成金申請を避難先の福島ハローワークに申請したが、雇用適用番号がないから受付不能と断られた、マニュアル等の早期整備を要望する
- ・雇用調整助成金等が今後何時まで適用されるのかが懸念される

⑥収支の見通し

- ・売上面は、3月なし、以後売上高は前期比約20%~30%減
- ・今後家畜等の輸送物資に放射能汚染での影響等があれば、輸送物資の切り替え等が問題となる
- ・経費面では、人件費、減価償却費、保険料、修繕費の支出が増加
- ・尚、従来以上に経費が増える要因として、当社は従来社内に車両用給油所を所有し自社給油をしていたが、今後は外部給油となる為コスト増となる。又避難先の福島は積雪地でありタイヤ等積雪向け費用が増加する
- ・以上から収支は赤字見込
- ・当社は家畜(養豚)や飼料を運送していて、家畜運送用特殊車両を多く所有しているが、今後放射能(セシウム)汚染で運送量の確保が困難となれば、稼働率が落ちて高額な特殊車両を保持出来なくなる可能性が出てくる、その場合特殊車両の売却や、荷主の切り替え等が大きな課題となる

4. 国、地方公共団体、東京電力等への要望

- 1) 何時迄現在地で事業を行なう事になるのか不安で、見通しの明確化
- 2) 助成金や特例が何時迄対応が続くのか、不安で方針の明確化
- 3) 賃借事務所、借上住宅の2年打ち切り措置を収束までの延長
- 4) 当社が当分浪江に戻れないと考えた場合、従業員の中で、今後以前の居住地区が避難解除で戻れる人が出た場合の処置が不安
- 5) 高速道路無料化の延長

6) 自動車税等の減免措置

・ 県へ

- 1) 車両ナンバーは、いわきナンバーでいつまで乗れるのかの明確化
- 2) 今後浪江町の警戒地区解除が長引く場合、現在地に在住する事となるが、福島市の場合工業団地で3年間のみ無償化があるが、市街化調整区域に多くの居住環境があり、事務所なり、特に駐車場を必要とする事業所では市街化調整区域に住みたいので、その場合特例としての農地転用等調整区域の解除を要望する

5. 浪江町への事業帰還に対する考え方

- ・ まずは、放射能汚染が何時浄化されるのか、次に居住環境、町復興計画等がどのように何時迄策定され、何時頃住民が生活出来る環境が整備されるのかが決まらない限り、個々の事業所としては従業員雇用面、顧客の関係も含めて帰還困難でないか
- ・ それらとの関係次第で、会社としての人、設備、資金計画等が具体的に決定される事となる

6. 個人の生活面への影響

- ・ 環境の変化、避難先の借り上げ住宅住いで、物心両面の苦痛がある
- ・ 収入面が不足の中で、まだ東電への損害賠償請求まで至っていないのでぎりぎりの生活を営んでいる
- ・ 人体への放射能汚染で健康保持の不安が続いている

7. 担当診断士コメント

- ① 不慣れな土地で、日夜休日返上で、電話等での指示対応に忙殺されて事業に当たっておられる役員様に感銘を受けております。
- ② 日頃の信頼関係やネットワーク等での数々のご支援があり、その重要性を改めて痛感致しました。
- ③ 緊急時避難で、県外への避難の選択もあったとの事ですが、関係先との絆、県内所在での各種恩典等から県内での再建を選択されました。県内県外避難を問わない各種支援が受けられる特例措置が必要かと判断致します。
- ④ 借地、借家等に対する無料措置、雇用調整助成金支給等は避難収束迄の延長が必要です。
- ⑤ 各種補助制度、支援制度への申請手続きの簡素化が必要です。
- ⑥ 雇用に関する各種助成金等の申請は、緊急時はいつでも、どこでもの受理体制の確立が必要です。
- ⑦ 放射能汚染指定物資の運送禁止措置に対する、東京電力の補償は不可欠です。
- ⑧ 放射能汚染指定物資の運送禁止措置により、不要となる特殊車両に対する東京電力の補償は不可欠です。
- ⑨ 帰還に関して、放射能で汚染された故郷がどの様にして、何時まで生活出来る環境に除染されるのか、具体的には町の復興計画で住環境、インフラ整備等がどのように何時迄整備されるのかをスケジュールとして、住民・事業所に早急に示して欲しいと考えます。
- ⑩ 避難された企業への賃借物件の無料化、工業団地の無償化等各種助成、支援事業の延長、免税措置の強化が必要であります。
- ⑪ 高速道路無料化の延長が必要であります。

- ⑫自動車関連諸税の減免措置の延長が必要です。
- ⑬車両の登録、車検等は、避難先機関での受理措置が必要です。
- ⑭当社は運送業でありますので所有車両台数が多く、避難先での広い空き地を必要とします。然し希望地は比較的郊外(農地)が多く、その際の市街化調整区域の農地法上の制限緩和措置が必要であります。
- ⑮東京電力への損害賠償請求手続きの簡素化と早期支給が望まれます。

3 株式会社 ナプロフクシマ(ナプロアース)

1. 事業の概要

- ・業 種 自動車リサイクル業(中古部品販売業)
- ・従業員数 35名
- ・住 所 福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬迫189-2
- ・避難先住所 福島県伊達市梁川町やながわ工業団地63-1
- ・主な業務 総合自動車リサイクル業、リサイクルパーツ・タイヤ販売業他
- ・工場営業所等 やながわ工場、広野工場、原町工場、仙台営業所、ホットガレージ小高店、ホットガレージ福島北店
- ・2004年12月中国臨時輸出許可ライセンス取得、2007年7月全部再資源化・全自動車メーカー認可取得、2008年12月全国自動車買取りネットワーク「廃車ドットコム合名会社」設立、2010年8月ナプロSAMOA設立(サモア支社)、2011年1月EV自動車1号機完成等事業は順調に推移(その他人材派遣事業・福祉事業等多角経営)しておりました



2. 震災による被害の状況

①事業への影響

- ・放射能汚染で、20km圏内の為、警戒区域指定で直ちに事業停止、従業員22名が他地域に避難で戻らず
- ・事業所等の被害状況
浪江本社・・・5km圏内
広野工場・・・計画的避難区域、地震で地盤沈下
ホットガレージ小高店・・・津波で店舗流出
- ・計画中の新たな業務拡大企画が実施出来ない事態となった

②避難の経過 など

- ・3月29日に伊達郡桑折町借家に8月末迄避難(国道4号線バイパス沿いに、当社のホットガレージFC店用として契約していた借家)
- ・9月始めに、現やながわ工業団地内敷地を取得
- ・12月始めに施設完成し移転

3. 事業再開の状況

①再開した事業

- ・従来同様自動車リサイクル業(自動車中古部品販売)

②再開した場所

- ・県北地方の伊達市梁川町内のやながわ工業団地に立地し、東北自動車道にも近い位置にある
- ・県北地方の伊達市桑折町に、FC用として賃借中の空き店舗があって、一時仮事務所としたが、その後、県、関係機関からの紹介があった

- ・一時仙台市に避難、岩手県での代替地も検討したが、多くの社員が福島県内を希望し、県内再起を決意した
- ・元々県北、中通りには取引先が存在した
- ・工業団地に必要とする家屋付空き地があった
- ・事業所・工場用スペースが最適であった
- ・高速道路等交通の便が解体物件取り扱いに最適であった
- ・放射線量が低く安全であった
- ・役員・従業員が近くの仮設住宅、借上住宅に入居出来た
- ・県等からの支援はもとより、当社役職員が、地震、原発事故という非常事態で困難の最中「仲間」「和」のベクトルで纏まって現在地に結集出来た事

③再開した建物

- ・工業団地内で、事務所・工場・駐車場などが自動車リサイクル業に適していた
- ・県、関係機関からの紹介及び役職員の努力があった



④資金手当て

- ・当初は売上なしで、緊急融資制度、雇用調整助成金等で凌いだ
- ・諸制度は再建に寄与したので、更なる強化継続を要望

⑤従業員

- ・社員35名中22名が他地区に避難した事で人員不足となった
- ・退職者補充等で、新規採用をハローワーク、人材派遣会社、求人企業合同説明会、求人チラシ等で募集し14名を新規採用した。今後も人材次第で採用を予定
- ・雇用調整助成金等の活用は、企業再建に必要な支援措置で重要である

⑥収支の見通し

- ・売上面は、被災以降前年比約90%減少
- ・減価償却費、保険料、修繕費等経費面を考えれば、助成金等収入があっても、収支はかなり厳しい
- ・更に、今後施設の充実や、顧客のニーズ、要望などで地盤沈下の被災工場等の再建を計画する段階では、改めて従業員の確保、工場敷地回復等で多額の資金面での手当が生じてくる
- ・今後共事業再建上、ライセンスが大いに役に立つと思われる
- ・災害を挟んで、品質に対する信用こそが一番顧客維持に直結するので、特に意を用いている
- ・今後、自動車産業の世界的動向、中古自動車業界動向、同業者競合動向等一層のリスク管理が求められる中で、今回の災害は当社にとって、大きな痛手であるが前向きに発展させたい

4. 国、地方公共団体、東京電力等への要望

- ・国へ
- ・法人税の減免、優遇制度等既存企業・転入企業を問わず、又企業の引き止め策としても、県内に所在するメリット策を一刻も早く打ち出すべきである。
- ・東電へ

放射能事故は、会社、個人を問わず、従来から画いていた将来設計を白紙にしてしまった。この補償は将来に向けて、長期に、十分な支払いを補償すべきである

5. 浪江町への事業帰還に対する考え方

- ・帰還しても、若い人が帰還しない場合事業として成り立たない
- ・いわき地区までの交通が分断されている状態では、効率が悪く、経費がかかり過ぎる
- ・老人だけの町になってしまえば、町に賑わいは戻らないので、事業環境、生活環境整備を早急に実現して欲しい

6. 個人の生活面への影響

- ・残った人、出て行った人共に手厚い補償を行なって欲しい

7. 担当診断士コメント

- ① 本社、営業所、工場等が全て避難区域での事業停止、店舗流失、地盤沈下等の被害を受けられましたが、復興に向けて役職員の「和」「仲間」のベクトルでの纏まりで、故郷を遠く離れた地で社屋、工場等の立ち上げを図られましたご労苦に敬意を表します。
- ② 震災に当たりまして、避難先を県内と決定された理由として、社員の県内での復興への拘りと、県外よりも県内関係先との信頼関係の維持を優先され、又、県内での諸特典が復興に寄与する事等が挙げられたと思われます。これらの決断されました内容は今後災害時の諸施策に生かす事が重要であります。
- ③ 雇用調整助成金等の更なる充実が必要であります。
- ④ 今までの緊急的措置としての諸支援措置とは別に、今後被害工場等の再建には多額の投資を予定されておられ、お力添えが必要であります。
- ⑤ 法人税の減免・優遇措置制度等は、既存企業、転入企業を問わず、又、転出企業への引き留め策として遇する必要があります。県内経済の活性化の為に、県内所在のメリット策を早急に打ち出すべきであります。
- ⑥ 放射能汚染災害補償は、個人・企業を問わず長期に十分補償する事が必要であります。
- ⑦ 放射線汚染での補償は、地元に残った人、出て行った人の差別なく対象とすべきであります。
- ⑧ 若い人が帰還出来る環境整備が浪江町復興に不可欠であります。その視点から早期整備策を打ち出す事が重要であります。又その事が事業所の帰還に道を開く事と思われれます。
- ⑨ 早期のいわき地域迄のアクセス整備が浪江町復興に重要であります。
- ⑩ 当社は、自動車部品の輸出も実施されており、港湾迄のアクセス、港湾の整備が重要であります。
- ⑪ 情報伝達は、国、地方自治体等から一斉に切れ目ないメールなりホームページ送信等での、迅速な伝達が必要であります。

4 八島運送有限会社

1. 事業の概要

- ・業 種 運送業 従業員数 24名
- ・住 所 福島県双葉郡浪江町大字高瀬字穴田3
- ・避難先住所 福島県福島市北矢野目字坂東13-3
福島フレッシュタウン内
- ・主な運送品目 製紙、鋼鉄建材他
- ・所有車両 車両 25台
- ・売上高は順調に推移し、取引先との関係も良好に推移していた



2. 震災による被害の状況

①事業への影響

- ・放射能汚染で20km圏内の為、警戒区域指定で直ちに事業停止、従業員1名が津波で死亡され、8名が他地域に避難で戻らず
- ・事務所等の被害状況

建物の大きな被害はないが散乱のまま避難、大型車両1台津波で流出、事業用物件で持ち出したものは、車両24台、什器類はパソコンのみ

②避難の経過 など

- ・3月14日頃から約2週間、福島市内トラックステーションに避難、3月24日から運送開始、その後現在地に避難し4月5日から本格営業再開

3. 事業再開の状況

①再開した事業

- ・従来からの運送業を再開

②再開した場所

- ・福島市内やや北東に位置、付近に福島市中央卸売市場等があり、国道4号線に近く、又東北自動車道飯坂インターにも近い位置にある
- ・県トラック協会、福島市内在住知人による斡旋で現借間に入居出来た
- ・運送業は道路事情に左右されるが、浜通りの国道6号線、高速自動車道路は寸断されており、運送荷物は宮城県の仙台港、岩沼等からの荷受が中心の為、関東方面への運送には当地が適していた
- ・駐車場を事務所近辺に借用出来た(但し、水道・電気等の設備なし)
- ・役員・職員は、仮設住宅、借上住宅に分散して居住出来た(福島市内、但し、郡山市内、田村市内、鏡石町内、桑折町内、白石市内等での借上住宅から通勤あり)

③再開した建物

- ・二階建て家屋の一階に、飲食店等が入居する一間で事務所開所、尚トイレは共同トイレ
- ・県トラック協会、福島在住知人からの情報で入居出来た

④資金手当て



- ・当初は売上なしで、助成金等で凌いだ
- ・家賃補助は、24年3月迄なので収束迄の延長を要望

⑤従業員

- ・従業員24名中15名が雇用継続ですが、人員不足で、新規採用をハローワークに申し込んでも、応募者がいない、採用しても勤務時間がルーズだったり、出社しないまま退社するケースなどがあり雇用が困難である
- ・雇用保険延長で就職者が少ないのか、検証が必要である
- ・被災会社である為、福島管内からの求職者がいないのか等検証が必要である

⑥収支の見通し

- ・売上面は、3月なし、4月は前年比約1/2、5月以降前年比約80%
- ・今後の売上面で新規顧客への浸透等課題は多い
- ・経費面では、人件費、減価償却費、施設費、修繕費等で前期比約30%増の支出見込み
- ・尚、従来以上に経費が増える要因として、当社は従来社内に車両整備工場があり、自社整備で対応していたが、現在は外注整備の為コスト増となる。又燃料も従来は社内に貯油タンクを所有していたが、現在は外注の為給油コストが高くなっている。更に、避難先の福島は積雪地であり、タイヤ交換、磨耗等積雪向け費用が増加している。
- ・又、什器類の新規購入で費用が増加している。
- ・以上から収支は赤字となる
- ・今後避難が長期化すれば、駐車場の外に、資材置場、車両水洗設備、運送に係る梱包作業場、タイヤ保管場所等のコンテナなど施設整備が必要となるので、場所選定の支援、建築制限等の緩和等を要望する

4. 国、地方公共団体、東京電力等への要望

- ・国へ
 - 1) 何時迄現在地で事業を行なう事になるのか不安で、見通しの明確化を要望
 - 2) 助成金や特例が、何時迄対応が続くのか不安で方針の明確化を要望
 - 3) 賃借事務所、借上住宅の2年で打ち切り措置を収束までの延長措置を要望
 - 4) 高速道路無料化の延長を要望
 - 5) 自動車税等の免税措置を要望
 - 6) 雇用助成の充実を要望
- ・県へ
 - 1) 帰還実現の可否困難で判断出来る時期はいつなのか、そこが見通せない現状では、全てが中途半端で多くの課題は解決しない、決断が出来ないので早期解決を要望
 - 2) 帰還が困難となれば、改めて従業員の確保、事務所の取得(新築か借家)駐車場の確保、車両の維持保管設備確保、燃料タンク等関連設備確保等が必要となるが、その場合の行政からの支援措置の明確化を要望

5. 浪江町への事業帰還に対する考え方

- ・まずは、放射能汚染が何時浄化されるのか、次に住環境、町の復興計画等がどのように何時迄策定

され、何時頃住民が生活出来る環境が整備されるのかが決まらない限り、個々の事業所としては、従業員、顧客の関係を含めて帰還は困難である

- ・それら関係が明らかとなった時点で、会社として、人、設備、資金計画が具体的に決定される事となる

6. 個人の生活面への影響

- ・環境の変化は、避難先の借り上げ住宅で、物心両面の苦痛がある
- ・収入面が不足の中で、まだ東電への損害賠償請求まで至っていないので、ぎりぎりの生活を営んでいる
- ・人体への放射能汚染で健康維持の不安が続いている
- ・積雪地での車両事故が心配である

7. 担当診断士コメント

- ①極めて厳しい居住環境の中で、事務所を開設されて事業を展開しておられ、そのご労苦が並々ならない現実と拝見致します。帰還が早まる事を願いながらも、可能な限り何とか現状よりもっと条件の良い工業団地内などへの移転等につきまして、ご意見をお伺いしながら、お手伝いが必要と判断致します。
- ②又、帰還に関して国なり行政の早期結論が必要であります。然しその間事業は展開中でありまして、会社にとりまして、今後の経営計画の策定は不可欠であります。計画策定の基礎となる要因はいつに放射能除染の進行状況の把握が前提となると判断されます。従いまして、予め予測されるケースにつきまして、国は帰還に際してケース毎の各種支援策等の指針説明を出来るだけ早く示す事が、経営上重要と判断致します。
- ③情報伝達は、国、地方自治体等から一斉に切れ目のないメールやホームページ等での迅速な伝達が望まれます。
- ④日頃の信頼関係やネットワーク等での数々のご支援があり、その重要性を改めて痛感致しました。
- ⑤失業手当の延長で多くの災害で失業された人が救われております。然し求人企業が多い中で就労希望者が少ない現実があります。希望職種がなく就労しないケースがあるかと考えられますが、失業手当支給と求人のミスマッチ等に関して、国は慎重な検証が必要と思われれます。更に、就職が決まっても勤務態度等問題のある課題がありますので、日頃ハローワークでの何らかの心得指導が必要であります。
- ⑥仮設住宅入居等の関係で遠距離通勤が不可欠の場合があるかと思われれます。その際の近距離住宅の斡旋や、止むを得ない時の通勤費補助等支援が必要であります。
- ⑦現在、新人雇用に当たっては即戦力が求められますが、避難先での公的施設での職業訓練は時間的に無理と思われ、企業内での訓練費補助等企业が使いやす支援が必要であります。
- ⑧当社では、営業車駐車場に水道・電気がありませんが営業車両の水洗等は必要不可欠であります。今後所有者への設置申出や、他の完備した駐車場を探すなど必要が出てまいりますので、ご要望に対してお支援が必要であります。
- ⑨家賃補助等期限切れとなる補助制度は、延長が必要であります。
- ⑩事業運営上当社では、車両の水洗施設、運送商品の梱包作業場、保管場所、車両関連資材置き場等

は不可欠であります。又車両台数の関係上1ヶ所に纏まった広さが必要かと存じますので、場所の選定、更には建築制限区域等への相談支援も必要であります。

- ⑪避難企業への、各種助成金、補助金、税制特例の被災収束迄の延長が必要です。
- ⑫高速道路無料化の延長が必要です。
- ⑬帰還に関しまして、放射能で汚染された故郷がどの様にして、何時まで生活出来る環境に除染されるのか、具体的には町の復興計画で住環境、インフラ整備等がどのように何時迄整備されるのかをスケジュールとして、住民・事業所に早急に示す事が重要であります。
- ⑭津波での流出車両の買い替えに当たっての、自動車取得税、登録税等の減免措置を要望します。

担当4社を通じて感じられた事です

- ①帰還するに当たって、放射能汚染物質による健康被害度は世界基準への信用度や、学者によっても基準が違う状況では疑心暗鬼となる事から、食品検査体制を含めた指針の明確化と側定機器の完備等が必要であります。
- ②製造業、建設業、運輸業、卸小売業、サービス業等業種によっても避難先での事業展開が、顧客層、雇用等の面で違う展開があると感じております。
- ③東日本大震災復興に当たり、東北太平洋沿岸各県が災害を受けたわけですが、特に福島県は地震津波に加えて、原子力発電所事故による放射能汚染により30年～40年と云う、一過性でない災害を受けた県として、風化させる事の出来ない復興処理を全世界に伝える義務があると感じました。

5 東北工業建設株式会社

1. 事業の概要

- ①業種 建設業
福島県知事許可番号(特-18)第6616号
- ②代表取締役社長 戸川 英勝氏
- ③従業員数 25名
- ④住所
- ・本社 福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59-1
TEL. 0240-34-3127(代)
FAX. 0240-34-6692
 - ・現住所
福島事業所 福島市松川町浅川字町下41-1
TEL. 024-548-3880(代)
FAX. 024-548-3881
- ⑤業歴
- ・創業 昭和20年5月 戸川工務店として創業
昭和44年5月 法人化 資本金 20,000千円
社是：「誠意と技術で奉仕する」
- ⑥営業種目：建築工事、土木工事、鋼構造物工事、大工工事、建具工事、とび工事、屋根工事、防水工事、舗装工事、塗装工事、内装仕上工事、水道施設工事、管工事、造園工事、その他に関連事業として、産業廃棄物運搬処理業及び不動産賃貸業も行っている。
- ⑦事業の特徴等(主要工事経歴)
- ア. 建築部門
 - ・公共～福島県教育委員会発注の高等学校施設関係及び浪江町、双葉町、大熊町、葛尾村、双葉地区広域圏組合、東北財務局等発注の工事
 - ・民間～浪江町、双葉町、川内村管内の事業所が発注した工事
 - イ. 土木・その他部門
 - ・公共～浪江町、双葉町、葛尾村、川内村、都路村等が発注した農地等災害復旧工事、林道開設工事、道路改良工事、公共下水道管渠築造工事など
 - ・民間～大手建設業、地元大手企業等から発注の造成、道路改良、舗装、内装等の工事など
 - ウ. 受注形態
浪江町建設協同組合を組織し、事務局を組合員企業内に置き受注活動行い、戸川氏が組合長となり、組合員に仕事を配分している。
 - エ. 技術有資格者
1級建築士2名、2級建築士2名、1級建築施工管理技士3名、2級建築施工管理技士1名、1級管工事施工管理技士2名、1級土木施工管理技士2名、2級土木施工管理技士、1級造園施工管理技士1名、2級造園施工管理技士1名、1級舗装施工管理技士1名
 - オ. 主要取引先

福島県、管内町村、管内民間企業、地域内個人など

2. 震災による被害の状況

①事業への影響

- ・ 本社は、被災後そのままの状態である。
- ・ 浪江町役場は二本松市内に開設され、浪江町商工会は安達商工会内に仮事務所を開設した。当社は、福島市の同業者の支援を得て、同業者所有の資材置き場敷地内の一部を借用し、仮設事務所を開設した。

②震災前の事業の状況

完成工事高 5～7億円(過去最大で約10億円規模)、前期(10月決算)の成績は、黒字となっている。

③避難の経過

- ・ 3月12日に避難命令があり、R114は渋滞していたため、原町方面へ移動した。その後、会津若松市に親戚が居るため、会津若松市の集会所に移り、さらに会津高田方面へ、その後、新潟から関越道を経由し、大宮市に移動して平成23年4月まで滞在した。
- ・ 当社役員が福島市のS社に勤務経験があることから、4月28日に社長は福島市へ移られた。

④原発事故の影響

- ・ 問題点として、東京電力の補償が期待できるが、減収率補償のため、収入を上げると補償額が減額となる現実がある。
- ・ 放射線量が高い場所での作業ができない。(スポット的に高線量の箇所がある)

3. 事業再開の状況

①再開した事業

- ・ 建設業として福島県知事の許可を得ており、従来の事業継続している。
- ・ 今期は、仮設住宅建設、ガレキ処理、住宅屋根へのシート掛け等の工事が主体となっている。また、避難地域周辺同業者からの仕事の支援がある。
- ・ 避難地域における入札への参加は控えている。浪江町発注の工事等があればその工事の入札参加は可能である。

②再開した場所

- ・ 平成23年5月に福島市内のS社の支援により、福島事業所を立ち上げた。(住所 福島市松川町浅川字町下41-1)
- ・ 福島市のS社所有の旧4号線沿いの作業場兼資材置場(約3,000㎡)の一部(1,170㎡)を借用している。
- ・ 以前、当社役員が、修行のため約7年間S社に勤務された経緯があり、即座に支援協力が得られた。
- ・ 立地的には、近くに東西に走る飯野町経由浪江方面への道路網が整備されているなど移動の際の利便性が高い。



③再開した建物、設備等

- ・ 仮設事務所建設に際しては、県の補助(250万円、無利子)を活用できた。当然、自己資金も投入し

ている。

・浪江町商工会からの紹介

④資金手当(事業資金)

福島県の制度資金 30,000千円、日本政策金融公庫 30,000千円(据置き5年)

⑤従業員

・25名中、女子2名(内1名パート)、外に女子1名採用

・避難地域での採用者については、浪江町に帰還する際には処遇を検討する必要がある。

⑥収支の見通し

ア. 現状

- ・前期10月決算結果は、数値的に問題はなかった。
- ・従来の営業基盤地域から離れての事業再開であり、被災後、受注済工事処理のために作業者の移動面で苦勞した。
- ・避難地域内における受注環境については、既存業界の中でお世話になっており、避難先圏内においては、独自に入札参加して受注確保することは難しいと思われる。

イ. 今後の収支・受注の見通し

- ・今年度は、JVの仕事が主体になる。平成24年3月以降、大手建設業から協同組合として受注し、組合員が工事を推進する。
- ・浪江町として除染モデル工事が進められる。
- ・その他浪江町発注の公共事業及び従来の営業エリアにおける一般住宅建設等を期待している。

ウ. 原発事故の影響・問題点

- ・東京電力の補償が期待できるが、減収率補償のため、収入を上げると補償が減額となる現実がある。
- ・放射線量が高い場所での作業ができない。(スポット的に高線量の箇所がある)

4. 国、地方公共団体、東京電力等への要望

- ・問題点として、東京電力の補償が期待できるが、減収率補償のため、収入を上げると補償が減額となる現実がある。
- ・ガレキ処理などにおいては、放射線量が高い場所での作業ができない。(スポット的に高線量の箇所がある)国、東京電力などによる放射性物質の除去処理を確実なものにしていただきたい。

5. 浪江町への事業帰還に対する考え方

- ・帰還については、現状の様子を長い目で見るしかない。除染が進み住民の住環境が整備されないと帰還は困難であると思う。町としての機能回復が望めない。
- ・その他に、農業関係は見通しが立たない。
- ・5～10年では地域再生が不可能と思われる。今後30年以上かかるのではないかと覚悟している。
- ・今後は、浪江町に戻る前に、南相馬市(原町区あたり)への事業所移転も検討している。(できれば浪江町に戻りたい！)

6. 個人の生活面への影響

- ・原発事故による放射性物質から発生する放射線の環境汚染により、浪江町から遠く離れた地域での避難生活を余儀なくされており、帰還の目途が立っていない。

7. 担当診断士のコメント

- ・今回の東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故により突然の事業所閉鎖、異常な避難ルートなどによる避難生活を余儀なくされており、深甚なるお見舞い申し上げます。
- ・事業再開に当たりますは、同業者による心温まる支援を受けられるなど業態の維持に努力されておられることに対しまして敬意を表します。
- ・今後は、従来の受注地域の再生事業に最大の努力を傾注されることと思われませんが、従業員の方々が作業現場に移動する手段等に十分注意を払われ、安全第一で事業継続に努力されることをご期待申し上げます。

6 株式会社 ダイイチ

1. 事業の概要

- ①業 種 窯業土石製品製造業
- ②代表取締役 下河邊 行高氏
- ③従業員数 10名
- ④住 所
 - ・本 社 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町50
TEL. 0240-34-3943
FAX. 0240-34-3170
 - ・現住所 南相馬営業所・事業所(なみえ復興善徳工業団地内)
福島県南相馬市鹿島区小池字善徳241-1
TEL. 0244-26-8538
FAX. 0244-26-8539
 - ・東京出張所 東京都西東京市富士町5-3-3
- ⑤業 歴
 - ・創 業 昭和44年3月29日 資本金 15,800千円
本社は、JIS表示許可工場
社 是：三つの第一「安全、品質、奉仕」
- ⑥製 品
 - (1)JIS認証製品：プレキャスト無筋コンクリート製品及びプレキャスト鉄筋コンクリート製品にJIS
認証マークの表示
 - (2)うつくしま、エコ・リサイクル製品～福島県認定
土木用製品：基礎ブロック(21-55 ECO-BB*, 22-57ECO-BB II**)
 - 境界ブロック(22-58 ECO-BLB**)
 - 道路用側溝(22-59 ECO-U**, 22-60 ECO-MASU**)
 - 境界杭(22-61 ECO-POLE**)
 (注)*高炉セメント、銅スラグ、フライアッシュを配合
**銅スラグ、フライアッシュ、再生骨材を配合
 - ・道路用コンクリート製品
 - ・ブロック・L形擁壁製品
 - ・農業土木用製品
 - ・下水道用製品
 - ・その他(雨水用溜桝、井戸枠、フェンス基礎ブロック、用地境界杭)
- ⑦事業の特徴等
 - ア. 主要取引先
 - ・官公庁～国土交通省、福島県(土木部、農林水産部他)、相双地区市町村
 - ・民間～JR東日本、土地改良区、その他
 - イ. 震災前の事業の状況

- ・ JIS表示製品、福島県認定のエコ製品等の販売により、平成23年5月末で年商約1.7億円であった。
- ・ 販売エリア：田村市、原ノ町、相馬市、南相馬市、関東地区(東京都)他

2. 震災による被害の状況

①事業への影響

- ・ 震災及び原子力発電所事故により、すべての住民に強制的な避難指示があり、浪江本社工場の稼働停止及び製品出荷停止となり事業活動に甚大な被害を被っている。(設備機器類移動不可能)

②避難の経過

- ・ 震災当日3月11日は、浪江町から津島地区に避難した。その後、川俣町へ避難し、その後家族とともに東京へ避難。
- ・ 6月1日事業再開準備のため、浪江町役場、商工会が拠点を置いている二本松市へ。その後事業再開の準備をすすめ、9月5日には、南相馬市鹿島区の工業団地において仮設事務所を設け、平成24年1月から事業再開の準備をすすめている。

3. 事業再開の状況

①再開した事業

- ・ 平成23年9月5日には、南相馬市鹿島区の「なみえ復興善徳工業団地」に仮設事務所を設け、平成24年1月から事業再開の準備をすすめている。
- ・ コンクリート2次製品の製造販売(バリウム化合物配合製品等)(新規製品として放射線吸収能が高い製品の製造販売を目指す。)

②再開した場所及び事業概況

- ・ 平成23年9月5日に南相馬市鹿島区小池字善徳「なみえ復興善徳工業団地」に事務所、工場機能を再開。
- ・ 南相馬市工場誘致審議会において企業立地促進条例に基づく補助が認められた。

「なみえ復興善徳工業団地」

ホープワングループ：あおいの鉄工所、(有)伸道商事運輸、相双電気(株)、(株)ダイイチ、東北土木(株)、藤本建設(株)、渡辺政雄家具店

- ・ 敷地：当社取得面積2,664㎡その内1,036㎡をホープワングループ仮設事務所建設用として浪江町に貸付する。

- ・ 工場：587㎡、骨材倉庫1：328㎡

- ・ 骨材ホッパ：78㎡

- ・ 事務所、試験室：200㎡

- ・ その他～(独)中小企業基盤整備機構仮事務所、工場倉庫、なみえ復興善徳工業団地・ホープワングループ建築面積406㎡

- ・ 工業団地用地の取得は、あぶくま信用金庫からの紹介による。

③再開した建物

- ・ (独)中小企業基盤整備機構の事業を活用し、浪江町避難入居企業の仮設事務所(6戸)を復興団地内に建設する。用地は、当社購入敷地のうち、1,036㎡を浪江町に貸与する形で運営。



- ・工業団地周辺の立地環境は、避難者用仮設住宅に囲まれた状態となっている。
- ・工場建物、ストックヤード、クレーン、グラウンドホッパー、移動ホッパー、トラッククレーン等、試験設備機器への投資が1.4～1.5億円程度必要となる見通しである。
- ・浪江町商工会からの紹介による。

④資金手当て

- ・あぶくま信用金庫、福島県、(独)中小企業基盤整備機構、福島県25,000千円、第2次分8月頃30,000千円(5年据置き25年償還)、あぶくま信用金庫80,000千円(15年償還)

⑤従業員

- ・10名(なみえ復興工業団地)(南相馬市地域からの採用者による補充あり)
- ・浪江町に居て被災した若い人2～3名は、家族を思いやり当社から離れた。

⑥収支見通し

今期は、6ヶ月くらい休業のため、1億円程度の売上高となると予想している。今後、あぶくま高速道工事に関する受注が期待される。

⑦仕入れ、販売面での影響

- ・骨材、エコ製品用資材が入手困難となる。
- ・新たにコンクリートにバリウム化合物を配合した製品の製造を検討、準備中である。(バリウム化合物は、放射線を遮蔽する性質がある物質である。)
- ・販売面では、東京営業所を通じて東京市場に出荷してきている。
今後、復旧復興の工事がすすめばコンクリート2次製品の需要増が見込める。
- ・ユーザーニーズを「人と自然との共生」ととらえて自然に優しい製品づくりに努めている。また、生態系の保全、自然との調和を目指して新鮮な発想と創意工夫を凝らしてきている。

⑧原発事故の影響

- ・JISマーク表示製品及び福島県のエコ認証製品の製造、出荷ができない。
- ・JR浪江駅前本社及び工場(JIS認証工場)は、休業中。
- ・福島県のエコ認証製品の出荷～保留中

4. 国、地方公共団体、東京電力等への要望

- ・補償のあり方について～減収補償制度は、収入が上がると減らされる、被災事業者としては納得ができない。

5. 浪江町への事業帰還に対する考え

- ・地域全体の除染がポイントと考えているが、避難先での工場機能強化投資が必須であり、浪江本社の操業開始は長期間困難と考えている。

6. 個人の生活面への影響

①震災後の住まいの変遷、ご家族の状況等

震災当日3月11日は、浪江町から津島地区に避難した。その後、川俣町へ避難し、その後家族とともに東京へ避難。

②現在の生活面での問題点

家族は、子供さんの就学のこともあり東京都内に生活基盤を置いている。社長は、福島県内(二本松市)にも拠点を置いている。

7. 担当診断士のコメント

- ・今回の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う突然の事業所閉鎖、異常な避難ルートなどによる避難生活を余儀なくされており、深甚なるお見舞い申し上げます。
- ・このたび、南相馬市鹿島区に工業用地を取得し、浪江町の被災企業のために「なみえ復興善徳工業団地」を準備され、積極的な事業再開を推進された。資金面では、国の関連機関である(独)中小企業基盤整備機構の支援を受けるなど、被災地域再生に向けて大きな役割を果たそうとしている経営姿勢は、被災された中にもあっても明るい光を投げかけており、心より敬意を表します。
- ・今後、新製品(放射線防御に有効な建設資材使用)の投入が計画されており、除染作業の拡大に伴い需要増が期待されるものと思われませんが、新たな工場においてもJIS表示工場などへの生産体制の整備が急がれます。

7 マツバヤ

8 伊藤商店

9 杉乃家

10 (株)鈴木酒造店長井蔵

1. 事業の概要

- ・業種 酒類製造業
- ・従業員数 6名
- ・住所 福島県双葉郡浪江町大字請戸字東向10
- ・現住所 山形県長井市四ツ谷一丁目2番21号
- ・業歴について、創業は江戸時代末期、ちょうど天保年間(1830~1843年)の頃と聞いているから180年位前になる。最初は廻船問屋と酒の製造業からスタートして、現在では酒の製造業である。
- ・事業の特徴は、酒造りは「水と麹と気候」によって大きく左右される事業であると社長はいう。
また、社長の市夫さん(72歳、5代目)も専務の大介さん(38歳)も東京農大などの出身で、技術には強く詳しいと聞いている。
- ・当社の主力銘柄は「磐城寿」であり、主力の純米酒、吟醸酒やにごり酒など15種類の商品の製造を行っていた。また販路は主力が県内の浜通り、いわき、福島で90%を占めており、残り10%が首都圏である。これら多品種の商品と販路開拓により売り上げの維持を図ってきた。



新しい(株)鈴木酒造店長井蔵



5代目市夫社長と磐城寿

2. 震災による被害の状況

- ・土地は1,000坪であり、建物と主力設備である精米機(2,000万円)や貯蔵タンク、瓶詰めした商品は、津波により基礎を残してすべて流失した。
- ・6名の従業員と家族が無事だったのが、不幸中の幸いであったといえる。
- ・3・11以後は行政などからの情報がなく、一時浪江町津島に避難したが、震災から3日目には山形県米沢市に家族で避難した。

3. 事業再開の状況

①再開した事業

- ・震災前と同じ酒類製造業である。
- ・第1次の再開のきっかけは、1つは地元や首都圏の50軒の小売店さんなどの顧客から再開への要望があったことである。もう1つの大きな後押しは、酒蔵独自の山麴酵母である。中に含まれる酵母を分析するため、平成23年1月に県ハイテクプラザ会津若松技術センターに預けたものが冷凍保存されていることが4月に分かった。「山麴酵母には酒蔵特有の微生物環境が反映されている。これがあるのは、蔵が残っていることに等しい。うれしかった。」と大介専務。酒造りの再開を決意した。そして単身、親交のあった南会津の酒造会社に出向き、醸造タンクを借り、水は違うものの酒米や麹菌は同じで仕込み、一升瓶で2,000本弱を絞った。7月13日には浪江町民が多く避難している二本松市や猪苗代町の小売店に卸した。小売店さんは対面販売で、浪江町民をはじめ多くの人から「磐城寿」復活の喜びを大介さんに伝えてくれた。これにより大介さんは、酒造りの本格的復興を決意したという。

②再開した場所

- ・本格的復興は、山形県長井市四ツ谷一丁目2-21の古くからの酒蔵であり、後継者のいない東洋酒造株式会社を継承し、事業を再開した。本格的復興にあたり、大介さんが一番苦労したのが場所の選定であったという。
- ・酒造業の新たな取得には1年半位かかるし、設備を考えると土地は最低500坪以上は必要であった。福島県会津の空き工場など数多くの物件を見たが、平成23年5月から山形県長井市の酒造会社を紹介され、話し合いを行い、酒蔵における作業の動線の良さがここを選んだ最大の理由であるという。



心臓部の仕込み蔵と大介専務



規模は1/2だが作業性、動線に優れた職場

③再開した建物・設備など

- ・購入である。平成23年8月には東洋酒造株式会社の事業承継(譲り受け)を決めた。
- ・土地・建物は400坪と従来の半分以下であった。しかし建物や設備面では従来より作業性に優れており、面積の少なさをカバーしている。また、事業承継により経験のある3名の従業員と既存設備を活用することができた。
- ・酒蔵の改修や貯蔵タンクの購入も含めると1億円を超える資金が必要だったという。不足の機械やタンクは全国の仲間が提供し、支援してくれたという。

④資金手当て

- ・福島県外である山形県長井市での事業再開には、資金面でも苦労した。
- ・公的支援である、国・県の各種融資制度や補助制度の対象外であった。即ち、国の「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」や福島県の「特定地域中小企業特別資金」は対象外で使えなかった。
- ・結局、従来からの個人資金や地域金融機関である銀行からの融資を受けるしかなかったという。

⑤従業員

- ・酒蔵の継承により、東洋醸造で経験のある3名の従業員の雇用を継続した。また東京農大の研修生も新しい戦力となっている。
- ・事業は社長の市夫さん、専務の大介さん、弟の莊司さん(35歳)、大介さんの妻裕子さん(35歳)で分業して行っているが、徐々に専務の大介さんのウエイトが大きくなっているという。



ニューパワー(3人の社員と研修生)

⑥収支の見通し

- ・仕入面での変化は、11月から再開した酒造りは、山形県オリジナルの酒米と蔵の井戸水を使って行った。フレッシュさの中にもコクのある酒に仕上がったという。12月19日からの出荷の予定である。
- ・販売面での変化は、当面の販売先は福島県(二本松市、猪苗代町、いわき市、福島市など)と首都圏の酒の小売店である。しかし、浜通りの状況を考えると、今後は新たな酒造りも含めて、東洋酒造の販売先である山形県の小売店への販売も行っていきたいと大介さんは言っている。
- ・全体として現状の問題点は、大きく2つである。

第1は資金面での安定であり、第2は新しい酒造環境下での技術面の安定である。

第1の資金面では、当面12月には売上・回収が見込まれる。更に金融機関との取引を含めて、資金

面での安定を目指したい。また第2の技術面では、現在東経連の支援による事業で、福島県のハイテクプラザとの共同研究(8種類の酵母を使った)を行っている。これにより新しい酒造環境下での技術面での安定や新しい商品作りも併せて行っていきたいという。

- ・当面の収支は経費がかさみ、赤字である。

4. 要望など

- ・大きくは2つである。

第1は国・福島県、東電への要望であり、第2は浪江町、浪江町商工会への要望である。

第1の国・福島県への要望は、県外へ避難し事業を再開する会社でも制度資金や補助金などの公的支援策が適用されるようにして欲しい。

また東電への要望は、賠償金請求が容易にできるようにして欲しいということである。

第2の浪江町、浪江町商工会への要望は、まず情報が圧倒的に不足していることである。商工業者同士の連携が取れるようなコミュニケーション促進策が欲しいと考える。

5. 浪江町への事業帰還に対する考え方

- ・将来は浪江町での酒造りができることを希望する。そのために、長井蔵と鈴木酒造店をともに残していきたい。
- ・ただ帰還に向けては、今後復興の過程での建築制限や地下水の汚染など数多くの課題が予想される。相当の期間と課題解決の努力が必要であろうと大介さんはいう。

6. 個人の生活面への影響

- ①震災後は3日後に家族で山形県米沢市に避難した。県外の米沢市に避難せざるを得なかったのは、行政側に情報・施策共に不備が多かったためと考える。その後11月には事業所のある長井市民となった。今後は県外避難の県民にも、情報伝達などの積極的コミュニケーション促進を図って欲しい。
- ②「移転時は、雪かきすら経験したことのない私たちに米沢市民は親切に接してくれた。米沢・長井の地元の方々には大変親切にしてもらってありがたいと言いたい。今後は長井、浪江両方の方々に酒造りを通してお礼をしていきたい。」と社長はいう。

7. 担当診断士コメント

- ①当社並びに経営者の事業再開における他社との違いは、県外への避難者であり、県外での事業再開であるということである。
 - ・県外での事業再開では、公的支援である国や福島県の各種施策(融資制度、補助金など)の対象外となり、資金面、収支面で自助努力(個人、金融機関など)のみで対処せざるを得なかったことである。
これは行政の不備、制度の不備であり、今後は是正を要望したい。
 - ・県外への避難者は福島県や浪江町、浪江町商工会などの行政や商工団体からの情報が圧倒的に不足し、個人のネットワークでの情報で対処した。
これも震災直後はともかく、10カ月後の現在でも十分とは言えないので、県外向けコミュニケーション促進策を望みたい。

②製造業の事業再開は他の業種と比較しても、土地、建物、設備、従業員雇用面での多額の投資と時間を必要とするということである。

更に当社は免許事業者であった。

- ・新規投資であれば、軌道に乗せるまで数億の資金と一定の時間を必要としよう。更に免許事業者であり、各種の制約(新規取得には1年半の期間がかかる)があった。そこで後継者のいない、作業の効率のよい、県外の古い酒造会社の事業譲渡を決断し、事業を再開した。これは事業環境を考えた時、正しい決断だったといえよう。

③事業再開の決意、行動力、実行力に優れていた。

- ・顧客の応援(50軒の酒の小売店、消費者の応援)という販路の強さが、事業再開の決意につながった。
- ・経営者の若さ、熱意(38歳の若さと工場の適地を求めて多くの物件を足で探し選定した。)が行動力、実行力を生み出した。
- ・マスコミの活用(他の事業再開の成功者と同様に)を当社の事業再開に結び付けた。新聞(福島民報などの地方紙、読売新聞などの全国紙など)を始めとしたマスコミを積極的に活用して、事業再開を成功に結び付けた。

④役に立った点(ヒアリング企業に共通している点)

他の経営者にも共通しているが、人的ネットワークの強さ(業界情報、アドバイス、紹介、物的支援など)が他の企業よりも優れていたと思う。

当社も足りない設備(タンクなど)の物的支援や東洋酒造株式会社の紹介を受けている。

⑤苦労している点(ヒアリング企業に共通している点)

A資金面 B売上の確保、収支の赤字 C従業員の確保 D顧客の維持

- ・信用の回復である。

当社もA, Bは同様である。しかし、C, Dは現況では問題となっていない点は他社よりも有利であったといえる。

⑥最後に

当社並びに経営者は、県外において事業の再開に成功した事例といえよう。その意味では他の事業者への励ましにもなるだろう。

しかし、事業を軌道に乗せるまでには、収支面、資金面、技術面、新たな販路構築など課題は数多くあると考える。是非伝統に専務の若さを加え困難を乗り越えて欲しいと考える。

ガンバロウ「鈴木酒造店」

